

改正道路法における道路啓開の枠組み

道路啓開計画を法定化、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施（承認工事の特例の創設）

※道路啓開：土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

背景・必要性

能登半島地震等を受けた「道路啓開」の重要性の認識
（人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保）

激甚化・頻発化する
自然災害への対応強化

これまでの全国の
啓開実績の反映

改正概要

道路啓開計画の策定 及び 記載内容の明確化

対象災害、啓開目標、対象路線・区間、啓開方法、資材・機械の
備蓄・調達、訓練、情報の収集・伝達方法 等

→ 法定協議会（道路管理者＋関係機関）を経て決定

令和 6 年能登半島地震における道路啓開

- | | |
|-------|--|
| STEP1 | 各役所（輪島市、能登町、珠洲市）までのアクセス（縦軸・横軸）を確保 |
| STEP2 | 多数の孤立集落があるR249等の沿岸部へのアクセス（「くしの歯」の「歯」）を優先的に確保 |
| STEP3 | R249等の沿岸部の孤立集落への啓開を実施 |



道路啓開の実効性の向上

① 管理区分を超えた啓開作業



事前に協議した対象路線に対し、当該道路管理者以外の者が円滑に作業できるよう措置

② 実践的な啓開訓練



多くの関係者の協力のもとで車両・ガレキ移動、倒壊電柱除却などの訓練を実施

③ 定期的な計画見直し



策定後の災害対応の実績や、地域の災害想定の見直し等を踏まえて計画を見直し

道路啓開計画の基本的な構成

